

「新型コロナウイルス関連情報」
(その29:非常事態宣言の再発出)

【ポイント】

- 8月6日(木)現在、東ティモール国内での新型コロナウイルスの新たな感染者の発表はありません。(国内の累計感染者数:25人)
- 東ティモール政府は、非常事態宣言を再発出しました。当該期間は、8月6日(木)0時0分から9月4日(金)23時59分までの30日間です。

(本文)

1 新型コロナウイルス感染状況

8月6日(木)現在、東ティモール国内での新型コロナウイルスの新たな感染者の発表はありません。(国内の累計感染者数:25人)

○在東ティモール日本国大使館ホームページ

<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

○東ティモール保健省フェイスブック

<https://web.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

2 非常事態宣言の再発出

- (1)東ティモール政府は、非常事態宣言を再発出しました。当該期間は、8月6日(木)0時0分から9月4日(金)23時59分までの30日間です(今回は、3月28日から二度の延長を経て6月26日まで)。
- (2)今般の緊急事態宣言の再発出では、国内の社会経済活動に対し広く制限を課すものではありませんが、現在までの感染者が全て外国からの入国者(自国民及び外国人)であることから、国内の感染拡大を防止する観点から、インドネシア(東ヌサ・トゥンガラ州)との陸上国境管理の更なる強化、外国人の入国制限、入国者全てに対する健康管理及び隔離措置の強化が主眼とされています。
- (3)また、国民に対しては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、手洗いの励行、公共の場でのマスクの着用、人との距離の維持をあらためて呼び掛けています。
- (4)在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染者数の推移や、今般の非常事態宣言の再発出に動揺することなく、冷静に対応し、引き続き感染防止に注意しつつ日常生活の維持を心掛けてください。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

・外国からかける場合: +81-3-3595-2176(日本語, 英語対応可)

・対応時間: 日本時間の9:00~21:00(土日含む)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話: (国番号 670) 332-3131~2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp

(了)